

岩倉使節団の文化的帰結

The Cultural Consequences of the Iwakura Mission

奥田 和彦

Kazuhiko OKUDA

はじめに

明治維新の開港による通商と外国人居留に際して、明治天皇はすでに幕府と諸外国との協定は是認するとしても、協定には「いくつかの有害な条項が含まれており、国際正義に則り改正しなければならない」と布告していた（Sansom：383-384）。明治新政府の首脳たちは、「不平等」条約を改正するためにも、国内の政治、経済、法の諸制度などの改革が必須の条件であることを自覚し、西洋文明に学ぼうと企図した。その任務を担って編成されたのが、岩倉使節団であった。本稿は、まず「不平等」条約の締結に至る幕府とハリスの交渉過程とその帰結（安政条約）、（2）使節団の安政条約の改正に向けての対米・対英との外交交渉を通じて「西洋の外交文化」を学ぶ過程、そして、（3）使節団の経験と教訓の遺産を継承した、新しい政治指導者たちによる改正に向けての交渉の「紆余曲折」および改正の完成の過程を記述分析する試みである。明治政府による改正の実現によって、日本は当時の先進諸国と対等な地位を獲得し、真の独立国として世界に認知されたのである。この「文明借用」の事例は、比較・国際史の視点から見ると、世界でも稀な「成功例」として認められるだろう。文明を成功裏に借用するということは、だだの真似ごとではなく、既存の伝統文化の上に他の文明・文化を移植する（grafting）作業である。つまり、他の文明・文化を選択的に「自分のものにする」

(appropriation) 作業と解されるのである。⁽¹⁾

I. 「不平等」条約をめぐる

徳川幕府は、米国と「日米和親条約」を調印（1854年）、これに続いて英・露・蘭諸国と和親条約を締結することで、開国の端緒を開いた。その口火を切ったのは、米大統領フィルモアの幕府にたいする「開国と通商」を要請する国書を携えて来航したペリー提督であった。「通商かしからずんば戦争か」と迫る彼の威圧的な「砲艦外交」に屈して、「予防外交」で戦争回避を選んだ幕府は「日米和親条約」を締結し、下田・函館を開港した（松本：69-70）。その二年後、T. ハリスは「日米和親条約」第十一条にある米国官史の駐在規定を足場に下田に来航して、「日米通商条約」締結のため幕府に交渉を求めたのである。日米和親条約によって当時米国の重要産業であった太平洋での捕鯨業のための補給基地や台風避難の場所を確保した米政府は、その成果に満足したものの、対日貿易に期待をかけていた米国商人には評判は悪かった。なにしろ、和親条約には貿易に関する規定がまったくなかったからである。当時幕府は貿易に反対しており、ペリー提督もそれを重視していなかったのである（同上：53-68）。

米国政府は国内世論を鑑みて対日通商の道を開こうと積極的になり、ペリー提督らの推挙でその任にハリスが選ばれた。ハリスは幕府との交渉では、当時の欧米国家間の関係を規定していた国際法（万国公法）に依拠していた。ハリスは下田に領事館を開設したあと、下田奉行（井上清直）に通商の自由と通貨交換比率の取り決めを要求している。そうして、通商条約の取り決めのために江戸への出府を要請した。そして、ハリスの江戸出府の実現は、彼のねばりづよい交渉の結果である。と同時に前年、堀田正睦が老中首座に登用された時、堀田と阿部正弘の連立政権では堀田が外交問題を担当し、そのもとに外国貿易取調掛を置いて「すでに

外国との貿易の開始にカジを切っていた」のであった。井伊直弼は「外国との戦いをさけるいわば『事なかれ主義』から、開国や貿易をやむをえないと考える立場に立っていた」。外国貿易取調掛に任命されたのは、外交交渉を担当してきた開明派の川路・水野・岩瀬らであった（同上：123）。ハリスは江戸への出府許可を待つ間に和親条約の改定に着手し、9カ条の「下田協約」を結んでいる。その条項には日米貨幣の交換は同種類のもの同量で行うこと（第1条）や領事裁判権（治外法権）（第3条）が認められていた。松本が指摘するように、「のちの『日米修好通商条約』に盛られる不平等条約は、すでにこの『下田協約』（1857年5月）にうたいこまれていたことになる。もちろん、アメリカの力の外交からいえば、これは勝利ということになる」（同上：124）。

ハリスは将軍徳川家定に謁見（1857年10月21日）し、大統領からの国書を、将軍の前で堀田にさしだし謁見の儀は瞬く間に終わった（同上：126）。翌日ハリスは、堀田に「日本の利害に関する重大の事件に就いて」会合をもちたいと書面で申し入れた。そこで26日、ハリスは堀田邸で外国掛の数名も同席して会合がもたれた際に「日米修好通商条約」締結を提案した。ハリスの提案（演説）は二時間に及んだという。「ハリスは志と勇気を持った人物で、攘夷論のうずまくなか身の危険をかえりみずに江戸に進出し、堀田に世界列国の大勢より説き起こして鎖国政策の通らぬ時代になっていること、通商交易が互いに利益のあること、また欧州諸国による清国の被害を話し、欧州諸国の恫喝のもとに不利な通商条約を強られる前に、まず米国と公正妥当な通商条約を結び、その先例によって諸外国の強圧を先制することこそ日本にとって急務の大事であると、力説する」（東京商工会議所編：58-59）。その提案の結論は、（1）ミニストル（公使）の首都駐在、（2）自由貿易、（3）開港場の追加という内容をもった条約の締結を幕府に要求するものであった」（松本：126、128）。

堀田はその時初めて「万国普通の法」の意味は、西洋諸国家間に普遍的に通用している国際法（万国公法）であることに気付いた。国内法に従い政治をおこなってきた幕閣たちにとっては「まったく新しい考えかた」だったのである。外交においては「二国間での取り決めではなく、諸国家『間』の国際法が優先することを悟った」のである（同上：130-132）。「日本の外には欧米列強が富強のためお互い競合し、その西洋諸国家『間』に国際社会（International Society）が存在しており、諸国家『間』に共通の法（International Law）がある。そのことは、鎖国策をとる日本にとって、想像外のことであった。日本が『開国』路線をとったほんとうの意味が、いま現われつつあった」のだ。その「列強諸国家の『間』には国際政治があり、それを統制し調整すべき国際法というものが存在する」事実、また国際法は「実定法」でありその時々改定されてゆくものであると、幕府はアメリカ領事ハリスから初めて教わったのである。国際法は、「日米修好通商条約」締結の大前提であった。ここにきて幕末の日本には「アメリカひいては西洋諸国の文明的な力を認め、そうしてそれらの個々を越える国際社会の存在と、それを象徴する国際法がわがくにも必要である、という認識が芽生えはじめてもいたのである。それが、『世界史のゲーム』にまきこまれる、ということの意味だった」のである（同上：137-138）。

安政条約のモデルになった同条約は全14条で成文されていて、翌年7月4日前後にワシントン市にて批准書の交換により発効する（第14条）。第2条には「日本とヨーロッパとの間にさし障り起こる時は、日本政府の囑に応じ合衆国の大統領、和親の媒となり扱うべし」、第3条には「下田、箱館の港のほか次の場所を開くべし」として期限を付し、神奈川（10カ月後）、長崎（15カ月後）、新潟（20カ月後）、兵庫（56カ月後）四地域を挙げているこれらの各地では米国人の居留ができること、さらに江戸（3年8

カ月後)、大阪(3年後)について所定期日以後は米国人が商用の間だけ滞在することを認めている。第4条には「すべて国地に輸入輸出の品々は別冊の通り日本役所へ運上(租税)を納むべし」とあり、別冊の貿易章程をみると、「日本の開港地に陸揚げする物品には酒類3割5分、一般物品2割の租税を課す一方、アヘンの輸入を厳禁している。また、日本産品を輸出するとき租税率は5分。さらに、それらの税則は、神奈川の開港後5年たって日本側から談判があれば再議する旨の約束も記されている」。裁判に関しては第6条にあり「日本人に対し法を犯せる米国人は米國領事裁判所にて吟味のうゑ米國の法度をもつて罰すべし。日本奉行所、米國領事裁判所は商人負債の事をも公に取り扱ふべし」と。

一般外国人に対する治外法権の規定は、この第6条をもとに他の諸国との条約にも継承され条約の重大な「負の遺産」の一つとなり、上述の関税自主権の喪失問題の解消と併せて明治新政府の一大外交課題として浮上するのである(後述)。治外法権は元首や外交使節など特殊な立場の者に限り認められているもので、それが一般の外国人にまで特権を与え(当時の先進国同士の条約では異例)、双務的ではなく日本国内だけに限られた「一方的差別の法権」であったのである(東京商工会議所編:59-61;Perez:47-48;Auslin:214-221)。この治外法権は、ハリスが幕府側と取り決めた規定書(下田条約)にすでに謳われていた(上述)。これは当時の日本側の考えでは「何ら不審を感じさせる問題ではなく、それどころか、幕府開祖家康公のご先例にならった十全の措置と考えていた」のである。というのも、家康は慶長十八年(1613年)に初めてヨーロッパ人(英国東印度会社)に正式通商を認可した特許状の末尾には、「イギリス人のうち、いたずら者あらば罪の輕量によりイギリス人の大将、次第(処罰の意)申し付けるべき事」とある(東京商工会議所編:64)。このエピソードは、その時代の日本人の考え方、社会制度や価値観を反映していたの

であると、渋沢栄一は、次のように述懐している。「このような時代のなかで、幕臣が三百年にわたって神君と崇めてきた家康公の古文書的一条が、近代日本外交上のガンとなった治外法権問題の源をなしたということは、後世からみてまさしく噴飯事であるにせよ、当時の日本の社会制度や価値観、これに対する外国人の危惧感をおもいやるならば、特定の人物だけに問題の責めを負わせるのは、とてもできないことである」(同上：65)と。さらに、安政条約の関税率（輸入税2割、輸出税5分）が8年後「大幅に改悪」されている。

その発端は、攘夷を唱える朝廷の命で徳川慶喜（将軍後継職）が「自信もないのに」約束したその期日に、長州は馬関（下関）を通りかかる米、仏、蘭の艦船を砲撃したので、その翌年、英米仏蘭は連合艦隊14隻で馬関の砲台を四日間にわたって報復攻撃し長州と休戦条約を結び、幕府に対しては償金300万ドルを要求したのである。幕府にとっては払にくい大金だと見た着任したばかりの英国新公使パークスは、仏、米、蘭公使らと協議の末、次の3カ条を幕府に再提出したのであった。それは「償金300万ドルのうち3分の2（200万ドル）を放棄する代償として、幕府は通商条約に対する勅許を奉請し、その実現をはかること。1867年（明治元年）から開港することになっている兵庫を期に先だって即時開港すること。輸入税をおおむね5分にする事」で決着した。賠償金のうち幕府が支払ったのは150万ドル、残りは責務を引き継いだ明治新政府が支払うとし、関係4カ国で山分けにした。その分け前を米政府は保管し、明治16年になって日本に返納したという（同上：66-70）。輸入税の大幅軽減要求の扱いは「江戸での交渉段階で、幕府はすでに『税方の儀、委細承諾せり』の公文書を出し言質をとられてしまっていたので、いまさらくつがえすこともできず、翌年の慶応2年、英米仏蘭との改税約書の調印を経て、輸入税おおむね5分という税率が以後適用されたのである」

(同上)。このようにして、安政条約の領事裁判権および関税自主権の喪失は片務的な取り決めで欧米列強に強いられた「不平等」条約、つまり「幕府の悪しき遺産」として、明治新政府に重くのしかかったのである(井上：第一章)。

維新後、日本側における最初の条約改正構想は、米国滞在中の大蔵少輔伊藤博文が提唱した。彼は、大蔵卿大久保利通の命で米国の通貨と銀行制度の調査・研究に従事していた。伊藤は米国の保護貿易説に触発されて、税権回復を中心とする不平等条約撤廃を主張している。そして将来の条約改正に備えて、日本の法律および貿易規制を改革することが先決であり、それにより締約諸国が協調できるよう説得することができるだろうと。そのためには、まず西洋の慣行の幅広い知識を必要とするので、海外視察を目的とする使節の派遣を提議したのであった。大久保は伊藤の意見に同調し、使節はその点に留意すべきであると一致した(Beasley：158；石井：18-19；Auslin：166-167)。

Ⅱ. 岩倉使節団と対米交渉

岩倉具視は、1867年春、徳川幕府を転覆させる脈絡の中で、朝廷の外交使節を海外に派遣する計画を最初に提案した人物であった。その目的は政治的であり、外交政策は幕府ではなく、厳密に朝廷の管轄権であると主張していた。岩倉はまた、朝廷への助言者たちが現在の世界に好ましい政策の枠組み作りのために、国際関係および通商の現状を調査・研究する必要性を強調していた。維新に向けての騒乱ではそれを実行することはできなかったが、岩倉はその考えを心に留めていたのである。その条件が整ったのは廃藩置県後である(Beasley, 157-158)。

新政府による遣外使節団の計画は、「お雇い外国人」の一人、オランダ系アメリカ人宣教師フルベッキ(Guido Herman Fridolin Verbeck - 1830-1898)が大隈重信に対して「目的・組

織・人員・調査方法・旅程などを記した訪米への遣外視察団の計画」(ブリーフ・スケッチ)を提出してから本格化した(Beasley, 158-159)。

一方、岩倉はフルベッキに來訪を求め、二年前の建言書の内容を教示するよう依頼した。この動きは彼が外務卿としての職掌からのみではなく、このころ、すでに彼は大久保参議とともに三条太政大臣の支持のもとに計画がすすんでいた「大隈使節団構想」に対抗して、岩倉使節団の計画を画策していたからである(田中：27)。この切り替えの背後には、大隈らに政治課題の主導権を握られれば、条約改正が同時に内政全般にかかわる問題だけに、政権の覇権は大隈派の非薩長派に握られる可能性があるかと危惧した。そこで岩倉・大久保は、木戸、西郷隆盛、板垣退助を説得し、三条をも同意させて岩倉使節団に切り替えさせたのである(同上：27-28)。大隈はこの切り替えで政府内に留まるをえずと判断し「内政に活路を見出すことになる」(清水唯一朗：108-110)。岩倉使節団は、西洋外交の諸原則に則り計画された日本最初のもので、「国の指導者たちのこれほどの規模が国家的危機の中で長期間派遣されることは、恐らく世界史上、最初の使節団であった」(Soviak：9-10)。

岩倉は外務卿から使節任命にあたって右大臣に昇任した。主要メンバーは特命全権大使岩倉具視(右大臣)、副使木戸孝充(参議)、副使大久保利通(大蔵卿)、副使伊藤博文(工部大輔)、副使山口尚芳(外務少輔)である。使節団46名ほか、大使・副使の随従者18名、留学生43名が同行、計107名である。使節団の目的は(1)条約締約諸国を歴訪して、元首に国書奉呈、(2)日本の近代化に資するために、西洋文明、特に欧米諸国の制度・文物を調査・見聞してくる(それがのち、久米邦武編著『米欧回覧実記』全100巻(五編五冊)として、明治11年10月出版された)、そして、(3)条約改正の予備交渉をすることである。1871年12月23日(旧

曆明治4年11月12日)に横浜を出発、米国、英国、欧州諸国を視察し1873年(明治6年)9月13日に帰着、あしかけ3年、632日間の日時を費やして行われたのである。岩倉使節団は幕府の予防外交から脱皮して、従来の受け身の外交から積極外交に転じようとしていた。そして、使節団は、来る一連の交渉過程で列強諸国間の競合の実態を見せつけられ、帝国主義との多難な外交交渉に直面するのである(Auslin:176-200)。

横浜を出港した使節団一行は、サンフランシスコに到着した時(1872年1月15日)、15発の祝砲をもって迎えられた。一行は翌日から地元の歓迎攻めに会い、そして周辺の視察に明け暮れた。十四日の夜、ホテルで地元主催の大歓迎会では知事をはじめ300人がつまかかっている。知事の歓迎スピーチと岩倉の感謝のスピーチのあと、伊藤は英語でスピーチをこなしている(田中:60-61,63)。

使節団一行がワシントン入りしたのは、年明けの1872年2月29日(明治5年1月21日)だった。出迎えは先に着任していた森有礼代理公使で馬車で使節一行をアーリントン・ホテルに案内した。3月4日、岩倉は木戸・大久保ら4副使、5人の書記官をしたがえてホワイト・ハウスを訪れた。国務長官フィッシュと森に案内されて第18代米大統領グラントと会見し、国書を奏呈。この式典には上下両院の外交委員会メンバーと閣僚メンバーすべてが列席した。岩倉はスピーチで、アメリカ政府とすべての国際問題を協議し広範な通商関係とすでに両国民のより緊密な絆を促進・発展に向けての使命を担っており、文明のすべての形態をよく得ながら「進歩の道筋」への新鮮な刺激を得ることを希望すると述べ、この任務を促進すべく親切な協力を仰ぎたい旨の希望を述べている(国際ニュース辞典、第一巻:586-587;New York Times,5 Mar.1872)。ついで27日、一行は理事官を伴い議事堂を訪問し、上下両院の歓迎を受けアメリカの連邦制や三権分立の原則など、

大統領の位置やその政体について認識を新たにした。たしかに使節団は、このアメリカの地において、「人民の自主・独立の精神がこの国の建国と開拓に一貫」していることを痛感した。だが自由には弊害も多いと見抜いていた。アメリカ第一の活気あふれるニューヨークの繁華街が、同時に夜は「妖婦羅列の淫坊」に変貌し、「不良」第一の都市であることを指摘している。英国では、木戸・大久保はロンドンでこっそりと貧民窟をみてまわり、大久保は「あれを見て、世の中が浅ましくなった」となげいた、という話がある(回顧録)。イギリスの都市で乞食の多いことにも彼らは驚いた。「文明開化に裏側があることを一行は知ったのである。文明には表と裏、長所と短所が存在しており、使節団はそれを振り分け、かぎ分ける知的触覚に全神経を集中しながら回覧の旅を続けていたのである」(田中：83、85、87)。

ワシントン滞在中に予定していた条約の予備交渉から改正交渉に向けての決定は、岩倉・フィッシュの國務省内での最初の会談(3月11日)後の夜、開明派の伊藤と森の熱烈な推進があった。この決定は、使節団の目的を大いに変え、結果的には彼らの合衆国滞在を長引かした。森のイニシアティブは彼自身の「日米関係に関する理想主義的見解」を表しており、国民間はいざしらず国家間の交渉についてはナイーブであった。それに、森は自己自信の強引ともいえる振る舞いも加わり、のち木戸や岩倉の頭痛の種になったのである(Hall：162)。ここで岩倉らは、政府から付与された権限を越えて、米国と新条約を調印することに方針を変更したのである。森は、使節団がワシントン入りした時には主要な通訳としてホワイト・ハウスのレセプションをはじめ欠かせない存在であった。岩倉の特別の依頼で森は、岩倉とフィッシュとの会談に本質的な貢献をしている(同上：158-160)。

条約改正に関する交渉の第1回会談(3月11日)は、國務省で始まった。しかし、國務長官フィッシュを相手の交渉は最初につ

まずいた。日本側は、改正事項の対象に関税自主権の確保と領事裁判権の廃止のほか、戦時局外中立規定、通貨に関する条約規定の改訂、逃亡犯人相互引渡条項の規定、外国軍隊の日本上陸禁止などをあげた。だが、フィッシュは天皇の委任状をもっているかと大使・副使らにたどした。彼は「委任状持たぬ人とは如何なる重大なる人といえども御相談に応ずることは出来ぬ」と主張した。全権をもつことの必要性を力説したのは森と伊藤だったが、そこには使節団内部に混乱が生じていることがわかる（石井：40-41；田中：89-90）。フィッシュは第2回会談（3月13日）で代替案を示し、日本人と外国人の相互雇用は自由であること、どの国との通商に拘わらず、すべて輸出入税は一樣であるべきことなど。そして、領事裁判権についてフィッシュは、「法典の編纂ばかりでなく、欧州各国にみられるような裁判所設立のうへは、その廃止に応じる意向を表明した」。関税問題については、税率を5%基準に設定することを必ずしも望んでおらず、税率改訂に柔軟な態度を示したが、「関税自主権を付与しようとする意図をもっていなかった」などで日米両者の条約改訂交渉は「完全に相対立」していた（石井：52-53）。

岩倉は、全権委任状を得るべく木戸・大久保・伊藤と協議のすえ大久保と伊藤を帰国させることに決定し、翌13日、フィッシュにその旨を伝えた。第3回会談（3月16日）で、フィッシュは「外国人への内地開放を条件に、関税自主権を付与しようとする意向を表明している」。こうして条約改訂構想が相対立するなかで、交渉は行き詰まってしまったのである（同上）。第4回会談（3月18日）を終えると、大久保・伊藤両副使は3月20日（明治5年2月12日）、全権委任状を請うためワシントンを出発した。このころから木戸は、交渉の決定には懐疑的になっている。彼の日記には（3月26日）、「この問題の真実は、この交渉からほとんど何も得ることはないのだ」と記している。森に対する木戸の「不快

感」は3月から7月の間、公使館の会議室で爆発した。森の伝記を著したホールは、木戸と森の条約交渉に関する論争や日本の西洋化についての異論の背後には、「基本的には性格の衝突、あるいはむしろ気質の違いがある」ことを指摘する。木戸は、森が一行の通訳として紹介した新島襄に対しては「彼の誠実、親切心はいま無鉄砲に開明を説教するうわべだけの知識や軽率な言動者とは非常に違い、われわれは彼から学ぶこと多くあり、未来に向け頼りになる」と賞賛しているのである。だから、ある程度、「森がアイデアを提案する際のマナーが」木戸を怒らせたのではないかと。他方、木戸の「極端にいら立つ性格」や「よく知られた過剰反応」、あるいはフィッシュが彼の日記に記しているように「使節団の森に対する嫉妬」などを考慮に入れないと森に対して「不公平」ではないかと、ホールは指摘している (Hall, 166-167)。

ボストンから東京へ向け乗船する前、大久保・伊藤両副使は、前日岩倉・木戸らと改正についての議論したものを覚書にして送った。それによると法権回復は、日本政府が欧米諸国の法律から適当とするものを選んで裁判することとし、裁判所を設けて新しい法を国内の人民に実施すれば外国人にも及ぶことになると。また、関税自主権に制限を設けることは「承諾スヘカラサル事」とある (石井：41-42；Ausline：184-185)。その後、第5回会談（3月27日）が開かれたが、交渉の実質的進展はみられず、それからしばらく会談は行われなかった。第6回（4月15日）の会談席上、日本側条約案の朗読と説明があり、翌日、米国側に手渡された。その案にはまず「関税自主権を拘束する条文をまったく含まず、第14条で、日本に片務的協定税率を強いている現条約の廃止を規定することによって、税権回復を意図している。領事裁判権については、適当な裁判所を設ければ、外国側が適当と認めないでも廃止できると規定された」。その一方、米側の要求する「貿易上の最恵国待遇、日米両国人の相互雇用の自由、遊歩・居留地域の拡大、内地旅行

も規定」されていた（石井：54-55）。その後6月8日になって米国側の対案が提出された。それには「関税問題では、依然として片務的協定税率を固辞し、また領事裁判権廃止の条件と時期とを条文化していない。これは条約改定に対する日本側の基本的要求を拒否したものである」（同上：55）。

アメリカ側とのこの一連の会談の間、大久保・森両副使は5月1日、東京に帰還した。その4日後、英国代理公使アダムスは外務卿副島種臣を訪ね、日米交渉の真意を確かめにきている。彼は、すでに使節団出発前に条約は使節の帰還後まで改訂を延期することは各国政府に通じているから、使節の渡欧前に条約の交渉をしていることがわかれば、「他の締約諸国への侮辱となり、使節を歓迎しようとしなないであろう」と懸念した（同上：43）。

帰還した伊藤は翌6日、アダムスを訪ね談話した際に、使節団の意見はアダムスのそれとはまったく異なっていると説明した。伊藤が求めている条約調印のための全権委任であることを認めた上で、それは海外ですべての条約を締結するための全権が使節に付与されるもので、同地で諸問題を討議する予定であり、そして、もし英国政府が快諾し他国が同意すれば、会議を開くための場所が選ばれるだろうと。かかる会議の場所は、アダムスの想像するワシントンではなく、「必ずヨーロッパで行われると、といい、この会議開催の構想はみな、使節から出たもので、ワシントン政府の発想ではない」、と言明した（同上）。

アダムスは、条約の質的拡大についての見解を共有するフォン＝ブラント駐日ドイツ公使と共に本国帰省の途上、ワシントンに立ち寄り岩倉や木戸らと6月26日から29日まで連日会談した。アダムスは、書記官としてベルリンへの赴任が決まり駐日代理公使の職を解かれていたが、フォン＝ブラントは現役の駐日ドイツ公使として多く発言できる立場にあった（同上：50-51）。会談のなかで特に岩倉がショックを受けたのは、両人が説明する最惠国条

項の片務性からくる含意であった。「フォン＝ブラントは岩倉に、もし使節がすぐ米国と条約を結ぶなら、ドイツは最恵国条項のもとで、日本が米国にしたすべての譲歩を請求すると同時に、日本が米国から得られる譲歩を日本に与えることに同意しないであろう」と述べたのである。「岩倉は意外にも、いまだかつて最恵国条項なるものを聞いたことがない、と言明した。そこで彼は、最恵国条項の写しを岩倉に提出した」。岩倉はここで「片務的最恵国条項の存在という、きびしい外交上の現実を知らされたわけである」。フォン＝ブラントの衝撃的な発言によって、使節団は対米交渉中止へと傾斜したのである（同上：50-51）。

使節らは、これまで次の3つの複雑で矛盾的な外交ゲームをしていた。一つは2国間条約で岩倉がすでにフィッシュに打診したように、米国との条約を締結した暁には他の締約諸国は新条約を受け入れるだろうという希望。2つ目は（駐米英国大使ソントンに森が口頭で知らせたように）、英国の新条約の受け入れを得てそれをロンドン政府が承認すれば、他のヨーロッパの締約諸国は拒否しないだろうとの暗黙の了解。3つ目は、英国が米国に圧力を加えてヨーロッパにおける条約会議に参加させることで、一度にすべての締約諸国と新条約を調印できるという計画である。この計画は二つの新しい問題を孕んでいた。一つはヨーロッパの権力政治から距離を置く米国の伝統（孤立主義）の弁護者であるフィッシュを疎外すると同時に、ヨーロッパ会議への参加を拒否したのである。彼は、日米間のいかなる協定も他の諸国と協調の中ではなく、ワシントンあるいは東京で調印すべきであると主張した。さらに、より不吉にも、彼は、日米条約の調印まで条約の中味を変える権利を留保すると言明した（Auslin：187）。

使節団は、フォン＝ブラントとアダムスがワシントンを去った翌日、対策を協議し条約調印のため欧州で合同会議を開催する計画をたてた。そして、岩倉と木戸は、予想されるようにフィッシュ

がこの計画を認めないなら対米交渉を中止すると、大久保・伊藤が到着するまえに、決めたのである。7月22日、大久保・伊藤両副使が全権委任状を携えてワシントンに到着した。岩倉は大久保と伊藤を含めて協議した。両副使は使節の改正構想が貫徹できない情勢を聞かされて、すでに決定した方針を承認したのであった。この日岩倉は、山口らとともにフィッシュとの会談に臨んだ。岩倉はフィッシュの質問に応じて委任状を持参したことを認めながら、委任状の趣旨とは大いに異なる、欧州における合同会議を日本政府は見込んでいと述べて、米国政府の参加を依頼した。予想したように、フィッシュはそれを断り、遺憾の意を表明し、対米交渉は打ち切りとなった。そのような経緯で「新条約の企図はくずれ、使節団の使命はまた、出発当時のものにもどってしまった」(石井：56-59)。この日、使節一行は、対米交渉中止の事情について三条太政大臣および参議・外務卿輔らに報告している。はじめから対米交渉に懐疑的であった木戸は、この日の事を日記に感慨をこめて、「余ら百余日苦心せしことも、二氏わざわざ帰朝種々議論を尽くし、五千里の海上三千里の山陸を往来せしことも皆水泡に帰せり」と記している(田中：94)。かくして、使節団はワシントンを出発、ニューイングランド一帯の視察を終えて、7月3日、イギリス船オリンパス号でボストンからイギリスへと向かった。

Ⅲ. 条約改正の政治と外交

使節一行は8月半ばイギリスに到着したが、岩倉・グランヴィル外相の本格的会談は11月22日、27日および12月6日に行われた。岩倉・グランヴィルの第1次会談は、キリスト教迫害問題や外国人の内地旅行問題に少し触れた程度で、次期の会談の日と女王謁見の日をきめて散会した。岩倉は、条約改正の対米交渉は失敗しているのので、グランヴィルとの第2次会談(11月27日)では、条

約改正についてのグランヴィルの意向を打診するにあつたが、結果的には、彼らの意見は平行線をたどり、まったく一致しなかつたのである（石井：77-78）。岩倉は、条約改訂について英国政府の見解を確かめようとした。日本は、条約構造に関する西洋の法や社会的規範に適應しようとして欲しているものであり、その改革には時間を要すると岩倉は述べた。岩倉の意見とは対照的に、グランヴィルは、特に西洋人の自由な国内旅行を問題にした。これに対して、岩倉は防御的な態度に立たされた。日本側に明瞭な改正計画のない中で、かつて英国が幕府時代から要求していた問題が再浮上したのである。岩倉は、現在のところ内地旅行や沿岸貿易は認められないと述べたあとで、時勢がかわり内外人を同一するにいたれば、外国人も全く日本の法律に従うことが可能かと質問した。列席しているパークスは、日本の法律は欧州のそれと大きく異なり、不開化なる法律が存在し、むしろ日本の現状では治外法権は撤廃できないという事情を強調した。グランヴィルは、「英国政府の政策は、英国人に対する裁判権は日本の明確な文明開化の度合いによって明け渡すことだ」と強い口調で述べた。もはや交渉の駆け引きの余地はなくなっていると、岩倉らは思い知らされたのである（Auslin：194）。岩倉らは税権の回復については提示しなかつたが、パークスが法権以上に非妥協的態度をとっていることは推測できている。彼らの交渉態度は、彼らの貿易上の有利な点に焦点を当てるだけで、イギリスの要求する「改正の前提として日本の進歩のレベル如何である態度に、岩倉は象徴的にも実質的にも降伏したのである」（同上：193）。

その後12月5日岩倉らは、ウインザー宮において、ヴィクトリア女王に謁見した。その翌6日、第3次、最後の会談では、前回と同じく山口副使・寺島公使およびパークスが列席した。議題は、横浜駐屯英兵と下関償金の二つであつたが、前者についてグランヴィルは、英兵の駐屯は公使館の安全をまもるためであり、すで

に正規軍はすべて撤収しており、残りはわずかに海兵隊の小部隊が駐屯している「公使館の儀仗兵とほとんどかわりない」と説明したあと、「完全に衛兵を撤収する責任を負うことができることができるまでには、英国人に対する暴行がふたたび起こらないことが完全に保証されていなければならない」と主張した。岩倉は日本はもはや外国人に対する危険が存在しないことを保証すると述べ、この保証で英政府に軍隊を撤退するよう希望した。グランヴィルは日本における事態の大きな改善を認め、それに応じて駐屯兵力を減らしてきたことを説いたが、「岩倉と同一の確信に到達するまでは、撤退に同意できないと」繰り返した。下関償金問題で岩倉は、そもそも、下関償金の支払いを取り決めた1864年の協定では、償金の受領は関係諸国の目的ではなく、関係各国との関係改善がその主要な目的であり、償金支払延期の代償として、当時の困難な条件のもとで、税率を改訂し、兵庫・大阪を開き、加えて灯台を建設したことを上げた。これに対してパークスは、「償金未払額150万ドルの支払期限を1872年5月15日とした決定したことは最後のものであって、これ以上の延期をしないという条件にもとづいたものであること」と想定している。そしてパークスは、「日本側の未払額の代償として列挙した諸事項（税率の改訂、兵庫と大阪の開港、灯台の建設など）はかかる価値を持つものではないし、未払額の代償とするにたりる『譲歩』ではないと反論した」。そこでパークスは、もし日本側が未払の免除を求めるならば、それに対応する価値を提供すべきだとして、外国人の内地旅行と沿岸貿易の制限撤廃を上げた。「諸制限の撤廃」の主要なものが内地旅行と沿岸貿易であることが明らかになったのである。岩倉らはこれらの会談を通じて、実はパークスがグランヴィルの背後にあって、「事実上会談の主導権を握っていた」との認識を得た（石井：83-84）。この事実は、その後、岩倉らがヨーロッパ諸国の外相たちとの一連の会談を通して、多少のニュア

スの違いがあれ、確証されたのである（同上：89-95）。なかでも欧州諸国の対日外交を主導する英国は、条約改正に最も強い反対の態度を示した。やがてパークスが帰任し、使節団も帰国すると、パークスの外交路線に沿って、内地旅行問題を中心とする対日交渉が開始されることになるのである（同上：95）。

グランヴィルとの会談で明らかになった点は、ロンドンが条約改正の条件をコントロールし、文明国の英国が日本についての判断を下すのだという趣旨である。それに対して岩倉は反論せずに、英・日関係はもっぱら力関係で構造化されて、もはや交渉は貿易関係の最も重要な手法ではないことを受け入れたのである。西洋人たちは、日本が保護してきた内・外の境界の壁が撤去されて初めて、日本に平等を認めるということが明らかになった。岩倉や大久保らは、日本がその道筋を歩むことが肝要であると悟った。使節一行は英国を去ってから欧州各地を回覧する途中で、改正の話題はさておいて、トップの指導者たちの共有する世界の共通の理解のもとに、日本の「近代化の新しい政策」について模索を始めたのである（Auslin：194）。大久保や木戸らが特に強烈な印象を受けたのは、ベルリンを訪れ「鉄血宰相」ビスマルクの招宴に出席した時に聞いた彼の軍事力に基づく「力の外交」のスピーチ内容であった。それは、使節団がそれまで「万国公法」を国際外交規範として認識していた見解を覆すほどのインパクトを与えた（田中：145-153；佐々木 克：162-163；松尾：78-79）。日本の近代化のパターンを形成するには、国内および対外政策双方で「新しい道筋」を歩むことである。それは、一方では大久保の推進した西洋型の産業資本主義の「殖産興業」であり、他方では、岩倉らが西洋に学んだ「新しい外交文化」を推進して条約改正を達成することであった。岩倉使節団の欧米外交交渉の間に「結晶した」新しい外交文化の内には、アジア地域の外交関係が含まれていた。それは、「アジアにおいて日本の影響力を増大することで条約締

約諸国に対する影響力を得ると同時に、列国と同じようにグローバルに行動することができる」とするものであった。このモデルは、幕末（1858年）に日本に紹介した条約システムそのものだった（Auslin：195）。

そして、1868年以來の政治指導者たちは、若手の政治家、伊藤博文、井上馨、山県有朋と大隈重信らに交代した。岩倉は1885年まで生存するが、木戸は1877年に病死、同年、西郷は西南の役で失敗し自殺、そして、翌年、大久保は暗殺された。この時期から国内世論は、ナショナリズムの高揚に伴い、政府の「欧化政策」に対して干渉するようになり激しい反対運動が展開されたのである（井上：33-62）。その部分的理由は、条約改正交渉が「苦しいほど遅い」ことであった。政府は1872年以降、交渉の試みはなされたが、重要な試みは1878年、日米政府間で結ばれた関税協定である。新しい政治指導者たちは、岩倉使節団の包括的条約改正の計画から離れて、二国間の部分的改正へと動き出した。彼らは、刑法や民法の改革はまだ困難と見ていたが、関税問題は比較的容易に解決するだろうと思った。フィッシュの後継者である W. エヴァーツは、日本の条約改正に同情的であり、安政条約の関税協定を転換して日本の関税自主権を回復する条約に同意した。しかし、パークスは、日本は開国以来、英国にとって最も重要な貿易相手国（対日貿易の40%を維持していた）であり、英国製品に対する高関税が付加されるのを嫌疑し関税自主権の付与に反対して協定を破棄したのである。パークスは今回も在日公使たちを先導し、最恵国条規を振りかざして協定の批准を妨害した。勿論、他の条約締約諸国は彼ら自身の条約に波及するとして改正に反対したので、条約は死文化したのである（Auslin：198；Perez：72-73）。

その翌年、新しく就任した井上馨は膠着状態を打開すべく、新たな改正案を「合同会議」で協議しようとして在日公使たちに打診し

た。政府は国民の外国に対する怒りを恐れて、秘密裏に外国公使団と条約改正予備会議を1882年1月から東京で開くことになり、会議は同年7月21日まで21回開かれた。このころから井上外相も、法権なくして税権を完全に行うことはできないと痛感していた。そして、4月5日の第9回予議会で重要な提案をした。それは「外国人が全面的に治外法権を放棄してわが法律および裁判権に服するならば、外人は日本全国いずれの地をも自由に旅行し居住し、いっさいの動産・不動産を所有し、あらゆる商売・産業を自由にいとむ権利をみとめる」とするものである。細目には内地開放後は治外法権を全廃し、外人も日本裁判所に服させるとし裁判に関して次の特別保証をあたえとした。それは「全体は要するに外人が被告たる事件は外人判事をして裁判させるにあるとし、この新制度を施行するまでの5年間は安政条約による外人の特権はすべて認めるとした（井上：92-93；小宮：23）。内閣法律顧問ボアソナードは、それに反対した。

彼の反対意見では、原告や被告であるときたるを問わず、外国人裁判官を用い多数とすることは、「外国人裁判官が外人をえこひいきするのは明白であり、日本に民族意識の高まる情勢ではこの屈辱に耐えないであろうし、この屈辱は政府に集中して大きな騒動を引き起こすことになるだろう。それに日本の法律を条約実行期より8カ月前に外国に通告するとあるが、日本では通告すればすむと思っても、外国ではこれを『試験にかけること』と解している。その結果日本の立法権まで外国の支配下に置かれ、『意外の変動』をひきおこすであろう」と。よって「新草案はこれまで居留地に限られていた不利益を日本全国にながすものであり、旧条約にくらべて甚だしく劣る、せめてはこの批准を阻止して旧条約を存続させよ」と井上を責めたのである（井上：112-113）。そして、ボアソナードが井上の改正案に反対する意見書を提出（1887年6月1日）すると、反対する世論が一斉に噴出した。同日、

井上は、天皇に「このままだと将来、政治上に『非常妨害を醸成する之萌し』あるので、憲法制定や条約改正を実現させるためにも、内閣は取り急ぎ『今一層結合力』と『断乎不拔』の覚悟をもって取り締まらなければならない」、と陳奏した。天皇は井上に同意の意を表し、交渉を支持していたのである。また、元勲レベルの合意はできていたようである。井上の苦勞が実り、条約改正は実現するかに見えた。ところが、7月3日には、欧州視察から帰国した農商務大臣の谷千城が井上条約案に反対する意見書を提出し、それはエジプトの「混合裁判」を模倣したものも含め、日本の独立維持を著しく損なうものだと批判した。ついに閣内からも批判の声が上がった（小宮：23-24）。井上清によれば「谷やボアソナードの意見書はたちまち民間にひろまり、一時鳴りをしずめていた旧自由黨員や改進黨員が再び各地で活動しはじめた。条約反対の建白書が元老院に殺到した。新聞は活気づいた」（井上前掲書：117）と。井上馨は「秘密主義」をあくまでも死守しようとしていたが、伊藤首相も「形勢もはや回復しがたいのを知り、ついに条約改正交渉の中止を決定した。7月18日井上外相が外国全権に口頭で、次の会議を年末まで延期することを申し入れ、29日に文書で無期延期を通告した（同上：118）。交渉中止の決断は、小宮によれば、「伊藤や井上は、憲法制定や議会開設を控える中、これ以上条約改正問題で国内が紛糾することは、諸制度の整備を進める上で支障を来すと判断したからだ」と述べている（小宮：26）。

伊藤の嘆願で内閣入りし外相に就任した大隈は、条約改正には意欲的で井上の合同会議の交渉の多国間アプローチではなく、各国二国間アプローチを採った。まず彼は、駐米公使の陸奥宗光に依頼して対墨交渉を進め、最初の対等条約である日墨修好条約が1888年11月30日調印された（岡崎：295-296）。翌年2月20日には、日米通商航海条約が調印された（批准せず）。大隈は、日墨条約

を「口実」に使得て他諸国が彼ら自身の対日条約改正に駆り立てるだろうと企図した（Perez：43）。大隈は、1888年11月改正案を得て、駐日ドイツ公使に条約案と付属公文書二通を手交したあと、各国との改正交渉を始めた。大隈案は井上案と比較すれば、法権に関しては「相当の進歩」があるという。まず、治外法権の存続期間が12年から5年に、外人裁判官制が17年から12年に短縮された。新案では外人が被告たるときのみ外人裁判が行われ、「大審院のみ且つ判事のみを置く」とした。また、井上案では日本の法典を「泰西ノ原理」により編纂し外国の承認を得るべしとしたが、新案は単に法典の編纂と公布をあらかじめ宣言しただけで、『泰西ノ原理』によるとも、また外国政府の承認をもとめることでもない。すなわち立法府にたいする外国の干渉の余地を大いに減じた。そして、二国間交渉の方式に関連して現行条約の最恵国待遇条項を有条件主義のものとする解釈を堅持した」（井上：141-142）。

ちょうどその頃『ロンドン・タイムス』に大隈案の内容が報ぜられた。ところが、それを発見した新聞『日本』は5月31日から6月2日にかけてそれを訳載したのである。「まさに、あけてびっくり玉手箱、井上案と本質的に同じでないか、というので世論の猛然たる反対がおこった。民間の間で改正中止論が沸騰した」（同上：147-148）。大隈の改正案で最大の問題点になったのは、大審院に限り外人判事を採用することを明記した点であった。これは、帝国憲法第9条に抵触する可能性があったからである（小宮：44）。この疑問は陸奥がすでに大隈に提出していたが、大隈は「その重大さに気がつかなかった」、そして、政府内部でも改正中止論が起った。内閣法制局長井上毅は、外人法官任用は先の第9条に違反するとし、「本条は、日本臣民は均等に文武官になれるのは日本臣民のみであって外国人は任命されないという意味もある」と抗議した（同上：154-155）。伊藤は大隈案と憲法との関係を心

配していたと同時に、改正反対の世論に乗じる党派的对立や官僚内部の反対運動も顕在化している状況を鑑みて、10月11日、枢密院議長の辞表を出した。もはや大隈案の運命は明らかで、大隈の味方は「万難を排して、条約改正の実現に向けて邁進する」という黒田首相のみである（小宮：56-57）。15日には後藤、松方、山県三大臣の要求で御前会議が開かれ断行か中止か激論したが決定しなかった。17日と18日の閣議でも結論を得なかった。井上農相は17日、辞表を出している。大隈は閣議で「不退転の決意で断行をねばりぬいた」。閣議を終えて外務省に向かう途上、玄洋社員が大隈の馬車に爆弾を投げつけ、彼は一命はとりとめたが片足を失った。政府は大隈が入院、不在中に条約改正の中止を決定した（岡崎：292）。内閣は24日、療養中の大隈を除いて、総辞職したのであった（井上：161）。「12月10日、黒田の後を臨時に引き継いだ三条実美内閣が条約改正交渉の延期を決定したことにより、条約改正問題の決着は、帝国議会開設以降に持ち越されることになった」（小宮：60）。

条約改正を実現したのは、陸奥宗光の器量を買って彼を外相に起用した伊藤内閣であった。改正の実現に向けて、伊藤・陸奥の連携プレーが功奏した結果であった。さらに、これまでの憲政は議会政治にたいする理解不足から行きづまるところまできていると見ていた伊藤は、天皇から「重大な譲歩」を得ている。岡崎は「この譲歩は、その後の憲政の発達に重要な意味を持つものであるが、その時点では、陸奥を起用し、自由に活躍させるための布石だったとも言える」と述べている（岡崎：299-300）。内閣では伊藤・井上馨・山県・黒田・大山の5元勳が揃い、衆議院に影響力を持つ陸奥・後藤・河野の三人も入閣して、「『明治政府末路之一戦』に向けての最強の布陣が整った」のである（佐々木 隆：99）。陸奥はこの世代で最も野心的な人物の一人であり、彼の成年期は条約改正の究極の挑戦に対して準備を進めていた。外相に就任し

てからというもの、一年あまり外務省の史料室でいままでの交渉過程、協定書などの検証、それらの問題点やその解消に向けての模索の日々を過ごした。外相に就任した翌年、法権回復を軸とする改正案が閣議で承認（1893年7月）されたのを受け、青木駐独公使（元外相）を条約改正委員に任命して9月からイギリスとの交渉に当たらせた。青木は山県の被保護者でもあり、のち山県から政治的支援を得るのに都合がよいと陸奥は考えたようだ。

陸奥の改正に向けた戦略的計画の鍵は、反対勢力を最小限に食い止め潜在的脅威を中立化して、彼への支持勢力を増大させることである。（1）世論および外国人の居住者たちを中立化するために、交渉の場を協約国の首都に置き秘密裏に交渉することで反外人のラジカルな運動から外国の交渉者たちを取り離すのに有利である。（2）政府の中の反対勢力を最小限にするために、彼の条約案を閣議の各メンバーおよび枢密院の指導者から文書の署名を要求する。そのために天皇の裁定を受けること、交渉の進展に関する情報公開を厳しく制限する。（3）彼は、説得、贈収、口実、そして究極的には議会の解散の手段で議会の力を制限すると意図した。（4）新しい政治集団の潜在的力を無効にするために、警察力でそれらを疲れさせ中断あるいは解散させる。（5）最初にイギリスと交渉して改正に対する最大の対外的障害を克服することである（Perez：94-95）。彼の戦略は、甘言と強制の微妙なバランスの上に立っていた。一方では、条約改正はイギリスの公正な態度感覚に訴えること、もしそれに失敗すれば、政府は世論の圧力ですべての条約を一方的に廃棄に追い込められるだろうと。陸奥は、イギリスのライバル諸国と交渉することも考えたが、最も効果的な武器は、ロシアの膨張主義に対するイギリスの偏執病的態度に乗ってプレーすることだと考えた。最後に、彼は、英国と協定を結ぶことで最恵国待遇のいかなる問題も避けること、そして、英国との協定を他諸国の交渉の基礎にして、彼らと調整し

て同日に実施することを意図していた (Perez : 88)。陸奥が閣議に了承を得るため筆記した「秘密メモ」によると、条約案は、青木案 (1890年) に比して次の革新がみられる。(1) 外国人は不動産を所有できない代わりに、彼らの貸借権は永続する。(2) 日本は価格に応じた関税を特定の関税に切り替え、2年に1度改訂する権利を有する。(3) 青木の条約原案では、国内法が少なくとも12カ月の実施を経てから条約に転換するとしていたが、陸奥案では、秘密外交上の覚書に格下げしている。(4) 日本は沿岸貿易に対するコントロールを回復する。また、陸奥が締約諸国が日本に譲歩を要求するだろうと予測していたのは次の5項目である。(1) 外国人に内地旅行、居住、通商を開放する。(2) 最恵国待遇。(3) 著作権、特許権および産業の所有権。(4) 現行の内地旅券制の延長。(5) 条約は、法律が少なくとも12カ月の実施を経なければ実施しない。この秘密メモには、改正に伴う諸問題の説明に加えて、日本の改正の見込みや締約諸国の応答の予測など、陸奥の明瞭で簡潔な分析が含まれていたと評価される (同上 : 96-97)。

条約改正は、1年ほどの交渉を経て、1894年7月16日に調印 (日英通商航海条約)、8月25日に批准書は交換されて、27日に公布された。陸奥が期待していたとうり、他の条約諸国は、イギリスの改正合意に則って自らの協定を改正した。1896年までには主要な貿易諸国である米・独・仏・露は、英国のそれをモデルにして条約を改正したのである (Jones : 156)。条約は1899年に実施され、不平等条約と非常に軽蔑された治外法権の特権と免責は消滅した。不幸にも、1894年に調印された条約は、陸奥が欲した全てではなかった。例えば、日本は従来の関税 (関税率協定) に同意したがために、1899年にはすぐに完全な関税自主権を回復することはできなかった。しかし、日本は対英交渉で4年毎に関税率を改訂する権利と同時に、条約が無効になる1911年には差別的関税

を撤廃する権利を獲得した。これは、「安政条約」の永久的に固定した関税に対する重要な改善である。日本の譲歩は、現行の外国人の内地旅行の旅券制の延長を一時的だが容認したことである。より重要なのは、日本が沿岸貿易を譲歩したことであった。しかし、現実的にイギリスは、イギリス商人や住民たちのそれらの特権の譲渡なしでは、日本における治外法権を放棄することにはとても乗り気にはなれなかったと想像される (Perez : 172)。陸奥にとっては、彼の最も重要な裁判権の回復 (5年間の移行期のあと) を勝ち得たことであった。従来海外では日本市民に拒否されていた片務的権利は、日英間では互惠的なものに改正され、日本人は居住、旅行、航行、経済活動の権利を得たのである。そして、最も重要なのは、ペレーズが強調するように、陸奥は「日本が自由、独立そして国家間の対等なメンバーとして世界の明確な承認を勝ち取ったことである。日本は、アジアや非キリスト教国の中で最初にこの功績を得ると同時に、治外法権の束縛を解き放ったのであった」(同上)。

【注】

- (1) Adda A. Bozeman, "Civilizations Under Stress: Reflections on Cultural Borrowing and Survival," *The Virginia Quarterly Review*, Vol.51, No.1, Winter1975, pp.1-18.; Kazuhiko Okuda, "Transnationalism and the Meiji State: On the Question of Cultural Borrowing," *Bulletin of the Royal Institute for Inter-Faith Studies* (Amman, Jordan) 3, no.2 (Autumn/Winter 2001), pp.25-39. このことを、尾藤氏は日本文化の性質について次のように述べている。「明治維新後の日本の近代化について、欧米人がともすれば『猿まね』と言いたがるのは、その近代化を支えた日本固有の伝統的要因を無視しているからである。また東アジアにおいても、中国にせよ、韓国にせよ、日本の文化などは、大陸文化の亜流であるとし、独自の価値あるものなどは全く考えていないのが実情である」。尾藤正英『日本文化の歴史』、岩波新書、2002年 [2000]、iv.

【参考文献】

- Auslin, Michael R., *Negotiating with Imperialism*, Harvard University Press, 2004.
- Beasley, W.G., *Japan Encounters the Barbarian*, Yale University Press, 1995.
- Hall, Ivan Parker, *Mori Arinori*, Harvard University Press, 1973.
- Jones, F.C., *Extraterritoriality in Japan*, AMS Press, 1970 [1931].
- Perez, Louis G., *Japan Comes of Age*, Associated University Press, 1999.
- Sansom, Sir George B., *The Japan and the Western World*, New York, 1950.
- Soviak, Eugene, "On the Nature of Western Progress: The Journal of the Iwakura Embassy," ed., Donald H. Shively, *Tradition and Modernization in Japanese Culture*, Princeton University Press, 1971, Chapter 1.
- 石井 孝『明治初期の国際関係』、吉川弘文館、1977。
- 井上 清『条約改正』、岩波新書、1955年。
- 岡崎久彦『陸奥宗光とその時代』、PHP研究所、2009年。
- 小宮一夫『条約改正と国内政治』、吉川弘文館、2001年。
- 田中 彰『岩倉使節団米欧回覧実記』、岩波現代文庫、2002年。
- 東京商工会議所編『渋沢栄一』、講談社、2008年。
- 佐々木 隆『明治人の力量』、講談社学術文庫、2010年。
- 佐々木 克『大久保利通と明治維新』、吉川弘文館、1998年。
- 清水唯一朗『近代日本の官僚』、中公新書、2013年。
- 毎日コミュニケーションズ編『国際ニュース辞典』、第一巻、原文編、1989年。
- 松尾正人『木戸孝充』、吉川弘文館、2007年。
- 松本健一『開国・維新』、中央公論社、1998年。